

神戸市西区役所の後援名義の使用承諾に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、西区の基本計画や主要施策の推進に資する活動（以下「行事」という。）に対して、神戸市西区役所の後援名義の使用を承諾するのに必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 後援名義の使用承諾を受けようとする団体は、名義使用の承諾を必要とする期日の原則として2週間前までに様式1に定める行事後援申請書に必要書類を添えて申請するものとする。

(後援の要件)

第3条 前条で申請された行事の内容が、次に掲げるすべての要件に適合している場合には、後援名義の使用を承諾することができる。ただし、当該行事がその目的・内容から見て区長が適当でないと認めるときはこの限りでない。

- (1) 西区の主要施策の推進に資する活動であること。
- (2) 原則として西区内で企画・実施するものであること。
- (3) 参加者の資格に制限がなく、一般に公開されているものであること。
- (4) 営利を主たる目的としていないものであること。
- (5) 宗教的活動または政治的活動でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるものでないこと。

(承認の通知)

第4条 西区が後援名義の使用を承諾する場合には、様式2に定める通知文の送付により行うこととする。

(行事の実施)

第5条 後援名義の使用の承諾を受けた行事は、主催者が一切の責任を負って、申請内容に従って実施するものとする。

(後援の取消)

第6条 次の各号の一に該当する場合は、後援名義の使用の承諾を取り消すものとする。

- (1) 第2条の申請及び資料に虚偽の事項があったとき
- (2) 行事内容が第3条に定める要件を欠くことが判明したとき
- (3) その他西区が必要と認めるとき

(行事の報告)

第7条 主催者は、行事の実施終了後すみやかに様式3に定める行事報告書及び関係書類を西区に提出しなければならないものとする。

附 則

この要綱は、平成22年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。